

「ガードくん賠償責任保険（警備業者賠償責任保険団体制度）」 制度マニュアル

2025年6月1日以降保険始期契約用

三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部 営業第一課

Ver. 4.01

目次

I. ガードくん賠償責任保険（警備業者賠償責任保険団体制度）について

1. ガードくん賠償責任保険（警備業者賠償責任保険団体制度）の概要および改定
 - (1) 制度の趣旨
 - (2) 基本情報
 - (3) 特徴
 - (4) 昨年度からの制度改定点
 - (5) 昨年度からの運営改定点
2. 一般社団法人 全国警備業協会とは

II. 契約規定

- (1) 約款構成
- (2) 補償内容
- (3) 対象業務
- (4) 被保険者
- (5) 算出の基礎
- (6) 保険料計算
- (7) 払込方法
- (8) 確定精算
- (9) 最低保険料
- (10) 収支対策
- (11) 契約構成
- (12) 代理店分担・営業成績
- (13) 代理店手数料

III. 募集方法

1. スケジュール
2. 募集フロー
3. 計上・精算スケジュール
 - (1) 非幹事代理店 : 三井住友海上火災保険株式会社 に所属の場合
 - (2) 非幹事代理店 : 三井住友海上火災保険株式会社 以外 に所属の場合
4. 変更に関する取扱い
 - (1) 中途加入
 - (2) 中途脱退
 - (3) 補償内容増減が無い変更

IV. 振替不能が発生した場合の対応

V. 事故発生時の対応

1. 事故発生時の連絡先
2. 事故対応部門

VI. Q & A

【作成の背景・目的】

ガードくん賠償責任保険の運営方法を規定し、制度の安定運営ならびに更なる発展を実現させる。

【改定履歴】

改定時期	内容・改定の背景（直近のみ）
2022年4月	新規作成
2023年9月	事故対応部門について追記
2025年2月	更改による変更点を反映

☎ 本マニュアルに関する照会先

三井住友海上火災保険株式会社 各協会等担当課支社ならびに公務第一部営業第一課

I. ガードくん賠償責任保険（警備業者賠償責任保険団体制度）について

1. ガードくん賠償責任保険（警備業者賠償責任保険団体制度）の概要および改定

（1）制度の趣旨

本制度は、警備業界で唯一の全国団体である一般社団法人 全国警備業協会が警備業者賠償責任保険の団体制度を導入することによって、加盟員（警備業者）の経費負担軽減に繋がるメリットが十分に見込めるとともに、協会事業の活性化に寄与できると考えられることから、制度導入されました。本制度は、スケールメリットを活かした割安な保険料で加入できる制度です。

（2）基本情報

保険契約者	一般社団法人 全国警備業協会
被保険者 ＝（加入者、申込人）	同協会の加盟員（全国約5,000社、※支店単位での加入7,180社） ※申込人≠被保険者とした引受はできません。 ※加入期間（保険期間）開始時点で加盟員であることが必要です。
集金事務受託者	保険契約者と同じ（当社と集金事務委託契約を締結）
集金事務費	保険料の5%
制度維持費	保険料の5%
賦課金	保険料（集金事務費を含む）＋制度維持費
扱代理店	幹事：たいよう共済（10%）、非幹事：募集代理店（90%）
保険会社	幹事：三井住友海上火災保険株式会社 非幹事：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 非幹事：日新火災海上保険株式会社
商品	警備業者賠償責任保険
契約方式	団体契約
保険（補償）期間	毎年6月1日から1年間 保険期間中の中途加入も可能です（毎月1日補償開始となります）

（3）特徴

本制度の特徴は以下4点です。

- ①スケールメリットで低廉な掛金
- ②拡張補償の独自特約で警備業における賠償事故を総合的に補償
- ③請け負うすべての警備業務を包括的に引受
- ④保険料は全額損金処理が可能

（4）昨年度からの制度改定

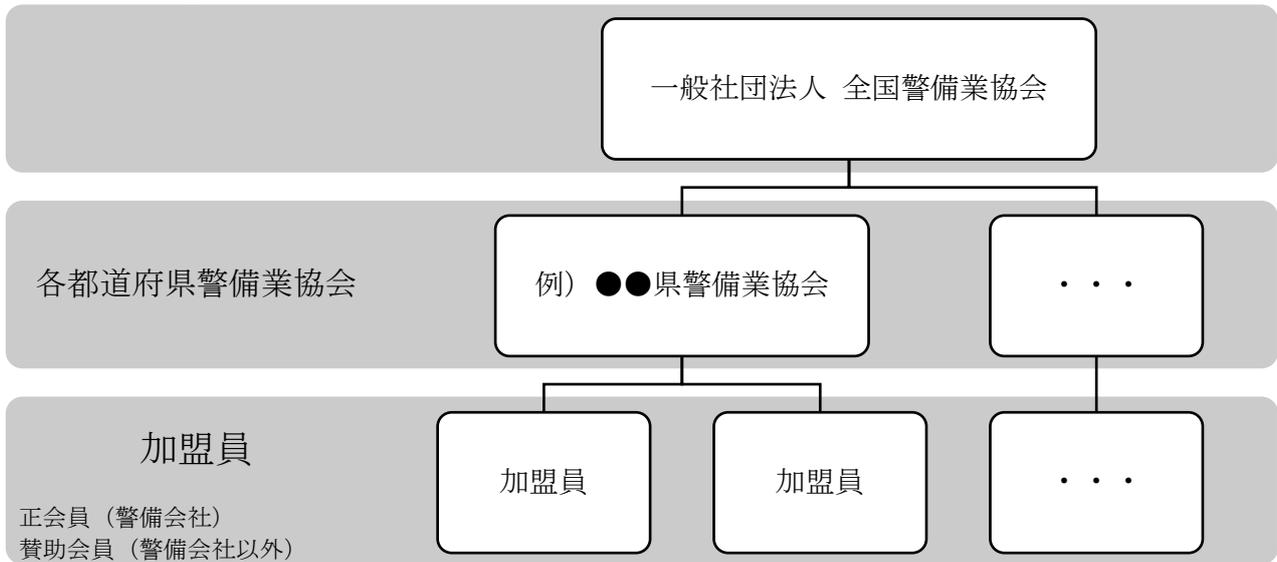
- ①払込方法を分割払のみとします。（大口分割払特約付帯のため、割増はありません）
- ②中途加入の募集締切日を加入したい月の前月10日から20日までに延長します。

（5）昨年度からの運営改定

- ①新規・更改契約時の募集締め切りを2回設定します。詳細はP5をご覧ください。

2. 一般社団法人 全国警備業協会とは

一般社団法人 全国警備業協会とは、各都道府県警備業協会を束ねる組織であり警備業の健全育成のための各種施策の推進を行っております。警備会社が各都道府県警備業協会に加入すると、自動的に全国警備業協会の加盟員となります。



II. 契約規定

(1) 約款構成

賠償責任保険普通保険約款

- + 警備業者特別約款 (特約コード：58)
- + 賠償責任保険追加特約 (自動セット) (特約コード：P5)
- + 保険料確定特約 (特約コード：A6)
- + 警備契約書拡張補償特約 (特約コード：88)
- + 共通支払限度額特約 (自動セット)
- + 共同保険に関する特約
- + 人格権侵害補償特約 (警備業者用) (特約コード：B6)
- + 見舞費用補償特約 (特約コード：B7)
- + 初期対応費用補償特約 (特約コード：P9)
- + 訴訟対応費用補償特約 (特約コード：P8)
- + 使用不能損害拡張補償特約 (警備業用) (特約コード：88)
- + 鍵再作成費用補償特約 (特約コード：88)
- + 現金・貴重品補償特約 (特約コード：B4 輸送警備以外
またはB5 輸送警備)
- + 運送業務補償特約 (特約コード：B1)
- + 労働争議補償特約 (特約コード：B3)
- + 保険料支払に関する特約 (特約コード：B9)
- + 保険料大口分割払特約

(2) 補償内容 (★：本制度の独自補償)

<基本補償>

支払限度額	身体障害・財物損壊共通	1事故・保険期間中1億円～10億円(1億円単位)
	警備契約書拡張補償★	1名・1事故1,000万円
免責金額		なし

<特約1 人格権侵害補償特約 (基本プラン) >

支払限度額	1名1,000万円 1事故・保険期間中1億円
免責金額	1事故1千円

<特約2 見舞費用補償特約(基本プラン)>

支払限度額	(a) 死亡した場合：50万円 (b) 後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度により支払限度額が決定されます)：2万円～50万円 (c) 入院・治療の場合 病院または診療所に入院した期間 31日以上：10万円 15日以上～30日以内：5万円 8日以上～14日以内：3万円 7日以内：2万円 治療した期間(入院した期間を除きます) 31日以上：5万円 15日以上～30日以内：3万円 8日以上～14日以内：2万円 7日以内：1万円
免責金額	なし

<特約3 初期対応費用補償特約(基本プラン)>

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
免責金額	なし

<特約4 訴訟対応費用補償特約(基本プラン)>

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
免責金額	なし

<特約5 使用不能損害拡張補償特約(基本プラン)>

支払限度額	1事故500万円
免責金額	なし

<特約6 鍵再作成費用補償特約(オプション1)>★

支払限度額	1事故・保険期間中500万円・1,000万円・2,000万円から選択
免責金額	なし

<特約7 現金・貴重品補償特約(オプション2)>

支払限度額	1事故・保険期間中3,000万円・5,000万円・1億円から選択
免責金額	なし

<特約8 運送業務補償特約(オプション3)>

支払限度額	基本補償の支払限度額が適用されます。 ※オプション2の要否もご確認ください。支払限度額を決める際には、1回の輸送額の最大値をご確認ください。
免責金額	なし

<特約9 労働争議補償特約(オプション4)>

支払限度額	基本補償の支払限度額が適用されます。
免責金額	なし

(3) 対象業務

被保険者が日本国内において遂行する、警備業法に基づく加入者証に記載された警備業務^{※1}。また、警備契約書に記載された、警備業務に付随する業務^{※2}。

被保険者が請け負うすべての警備業務^{※1}を包括的に引き受けます。

※1 警備業務とは、警備業法第2条に規定された次の業務をいいます。

施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、輸送警備業務、身辺警備業務、機械警備業務

警備業務	内容	例示
------	----	----

施設警備業務	事務所、社宅、駐車場等の警備を行うもの	ビルや工場で常駐して警備を行っているもの
雑踏警備業務	人・車両の雑踏の警備を行うもの	イベントの開催に当たって交通関係の警備を行っているもの
交通誘導警備業務	人若しくは車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止するもの	建設工事が行われている現場のゲート周辺を通行する人やゲートを出入りする作業車両の誘導
輸送警備業務	現金・貴重品・美術品・危険品の輸送の警備を行うもの	現金輸送について警備を行っているもの
身辺警備業務	人の身体の警備を行うもの	要人に随行して、警備を行っているもの
機械警備業務	施設警備を機械を用いて行うもの	ビルなどで警備用機械を用いて警備を行っているもの

※2 警備業法に規定されていない業務を含みます。ただし、警備契約書に記載されたものに限ります。

(4) 被保険者

加入者並びにその下請の警備業者。

(5) 算出の基礎

保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の警備業務に関する売上高。

現金・貴重品補償特約は以下参照。

	現金・貴重品補償特約 保険料算出の基礎
輸送警備以外	現金・貴重品を警備対象物とする警備業務（輸送業務は含まない）に関する保険期間中の見込み売上高（契約金額）
輸送警備	現金・貴重品の保険期間中の見込み延輸送金額

（注1）新設法人等の取扱いについて

新設法人等で、「保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の警備業務に関する売上高」が存在しない場合には、加入申込時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、加入期間（保険期間）終了後に実際の警備業務に関する売上高を通知する必要はありません。

（注2）売上高が前年同値の場合はお客さまの内部資料、または、「【ゼロ精算・同額更改】保険料算出の基礎数値妥当性確認書」のご提出をお願いいたします。妥当性確認書は本マニュアル最終ページをご参照ください。

(6) 保険料計算

専用のシステムにて計算します。

システム操作方法は「ガードくん賠償責任保険加入管理システム操作マニュアル」を参照ください。

システムでの入力内容が加入者証に反映しますので、入力時は十分にご注意ください。

表示される「賦課金」は「保険料」と「制度維持費」の合計です。制度維持費は保険料の5%です。

(7) 払込方法

「月払」のみ。（分割割増保険料はございません。）

集金代行会社（三菱UFJニコス）による口座振替。

※保険料振替日は、加入期間（保険期間）開始月の翌々月12日（月払いの場合は以降毎月12日）

※振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替。口座引き落とし名義は「ケイビ ホケン」。

または「NS ケイビ ホケン」

(8) 確定精算

不要

※現金・貴重品補償特約も確定精算は不要です。

(9) 最低保険料

1証券番号あたり5,000円

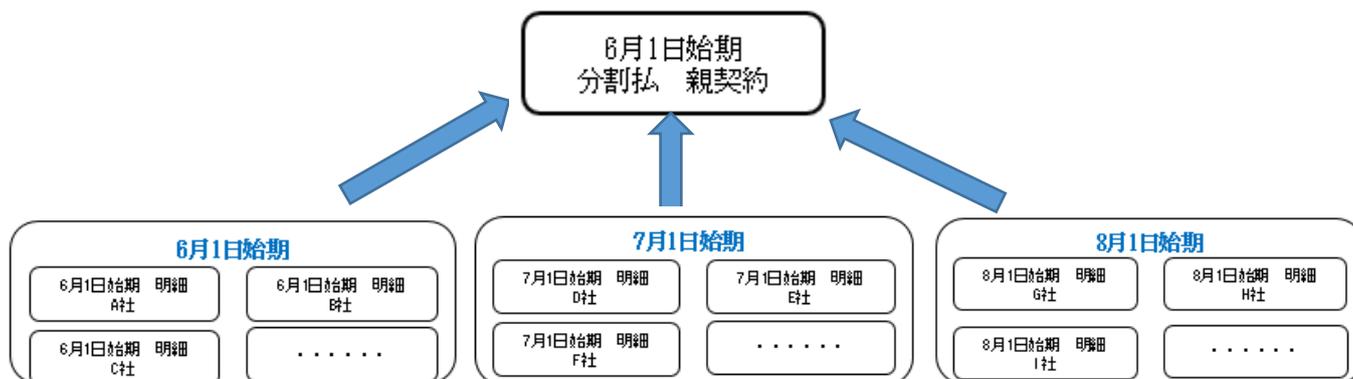
※オプション2の「現金・貴重品補償特約」については、最低保険料とは別に、同特約（輸送警備以外）の支払限度額の1,000分の2の下限保険料が適用されます。

(10) 収支対策

団体制度として保険料競争力の維持拡大を図るため、損害率の改善および安定的な推移に向けた対策を必要に応じて実施します。

(11) 契約構成

6月1日始期の親契約（分割払）に対して各契約を明細として追加しており、毎月新規契約を中途加入させています。



(12) 代理店分担・営業成績

代理店分担および営業成績振替は以下のとおりです。

代理店／営業課支社	代理店分担	成績振替（三井住友海上）
たいよう共済（幹事）／三井住友海上・公務1・営1	10%	募集代理店所属課支社100%
募集代理店（非幹事）／所属保険会社・課支社	90%	

代理店分担は、ガードくん賠償責任保険 帳票送付状で指定下さい。

※三井住友海上所属代理店の場合：HPを参照し分担パターンを採番、パターン番号3桁を帳票送付状に記入の上、添付ください、

※あいおい・日新火災所属代理店の場合：ガードくん賠償責任保険 帳票送付状に代理店登録番号11桁を帳票送付状に必ず記入ください。

(13) 代理店手数料

代理店手数料の受取月は以下のとおりです。計上・精算スケジュール詳細はP9をご確認ください。

保険始期月・中途加入月	保険料引去月 (保険始期月+2か月)	代理店手数料受取月 (保険始期月+3 or 4か月)	備考
(例) 6月	8月	三井住友海上 9月 あいおい・日新火災 10月	9月に幹事会社（三井住友海上）より計上データが非幹事会社に送付されます。

ご不明点は各所属会社の主管店へご照会ください。

Ⅲ. 募集方法

1. スケジュール

今年度は募集締め切りを2回設けます。（締切期日超過のご相談は承諾できかねますのでご承知おきください。）

始期日はともに6月1日ですが、お客さまへの加入者証のお届け日が異なります。

	日付	内容
第一回募集〆切	4月30日（水） 17時まで	期日を過ぎた申し込みは第二回にスライドします。 本登録入力（専用システム）および加入申込書類一式を制度幹事保険会社である三井住友海上公務一部営業一課まで必着で回送

		加入者証を始期日前（5月末）にお客さまへお届けします。
第二回募集〆切	5月20日（火） 17時まで	本登録入力（専用システム）および加入申込書類一式を制度幹事保険会社である三井住友海上公務一部営業一課まで必着で回送
保険始期	6月1日（日）	加入者証を始期日後（6月末）にお客さまへお届けします。
一回目賦課金集金	8月12日（火）	加盟員⇒全国警備業協会 集金代行：三菱UFJニコス社
一回目保険料集金	8月末	全国警備業協会⇒三井住友海上

2. 募集フロー

募集に関する流れは、下記のとおりとなります。

- ① 2025年2月28日以降、加盟員へパンフレットを直送します。
- ② 本制度へ加入を検討する加盟員が、取引のある代理店へ問い合わせします。
- ③ 問い合わせを受けた代理店は、専用のシステムにて賦課金見積を作成し、加盟員へ案内します。
- ④ 加入を希望する場合、代理店は専用のシステムにて「加入申込票」「口座振替依頼書」を作成し、加盟員から取付します。※本制度の更改手続きかつ口座変更無しの場合は、口座振替依頼書の再取付は不要です。
- ⑤ 代理店は専用のシステムにて「申込票本登録」を行い、「帳票送付状」を添付のうえ、取付済の加入申込書類一式を所属保険会社担当課へ送付します。
※「本登録」は計上完了ではありません。「本登録」内容を基に契約データ作成および加入者証が作成されます。入力時は十分にご注意ください。不備の場合、他の加入者も含め計上が遅れる可能性があります。募集代理店にて送付前に本紙をコピーし（写）を保管してください。
- ⑥ 所属保険会社担当者にて「帳票送付状」に追記し、三井住友海上公務第一部営業第一課へ送付します。
※加入申込票本登録および加入申込書一式の制度幹事保険会社必着〆切：1回目 4月30日（水）17時
2回目 5月20日（火）17時
（中途加入の場合、加入月の前月20日 土日・祝日の場合は直前の営業日）

▼帳票送付状

▼加入申込票

▼口座振替依頼書

※本制度の更改手続きかつ口座変更無しの場合は、口座振替依頼書を再取付する必要はありません。

など

- ⑦ 三井住友海上公務第一部営業第一課にて、申込票本登録データと加入申込書類を点検し、同月加入者について一括で計上処理を行います。
※書類送付・到着順ではありません。不備の場合、他の加入者も含め計上が遅れる可能性があります。
- ⑧ 計上処理完了後、三井住友海上公務第一部営業第一課より、本制度加入の加盟員へ加入者証発送します。

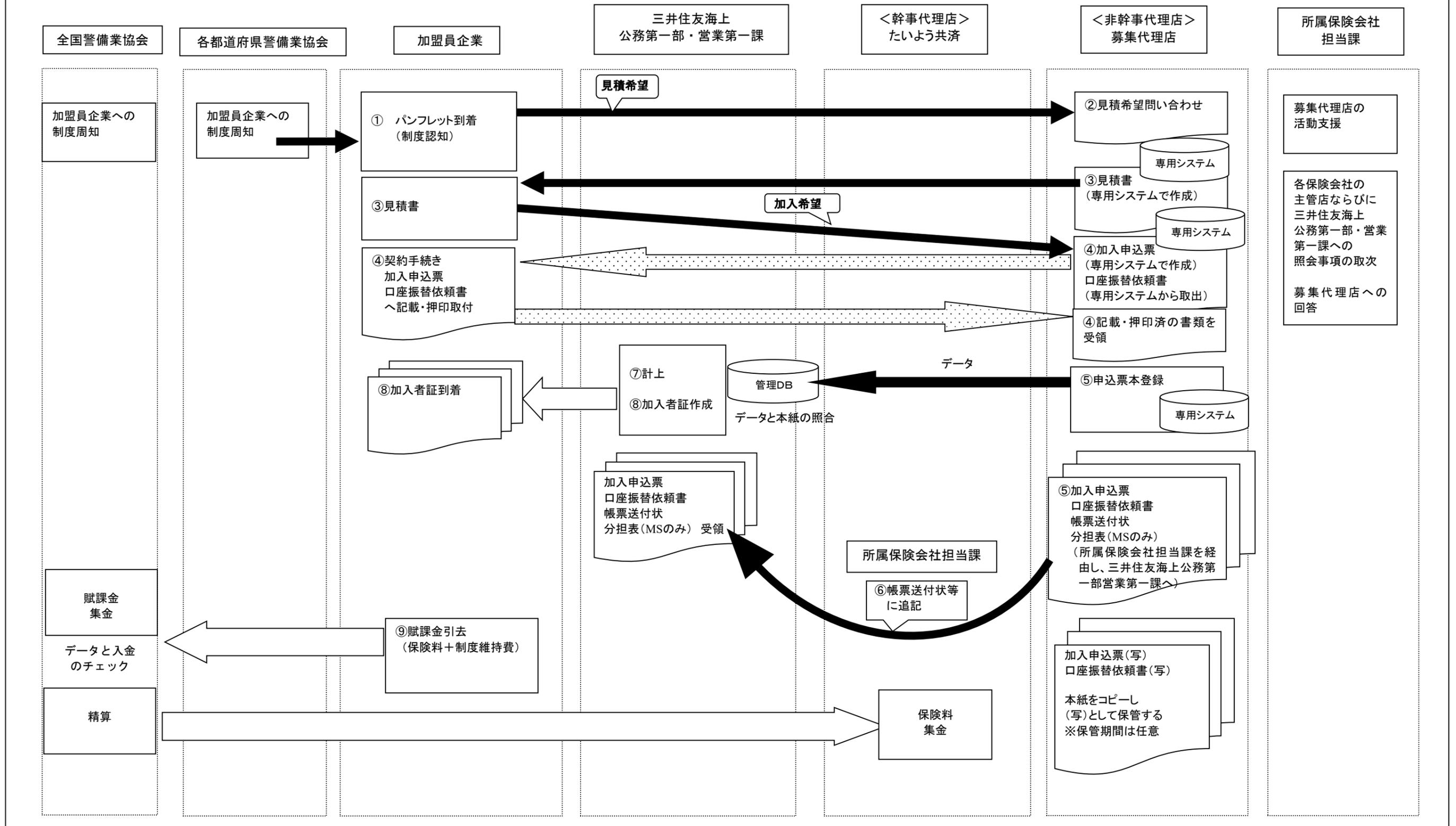
※ 1回目締切対応分は始期日前の5月末頃お届け、2回目締切対応分は始期日後の6月末頃お届けとなります。(中途加入の場合、加入月の月末頃にお届けします。)

⑨ 8月12日(火)、1回目賦課金集金

(中途加入の場合、加入期間(保険期間)開始月の翌々月12日に引去り)

※振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替。

募集フロー概略図



3. 計上・精算スケジュール

6月1日始期は4月30日までにご登録分と5月20日までにご登録分を、中途加入は加入月前月20日までに専用のシステムにて「本登録」されたデータを基に、三井住友海上公務第一部営業第一課にて同月加入者を一括で計上します。(更改月のみ2回にわけて計上)書類到着順ではありません。不備が判明した場合は、所属保険会社担当課を経由して情報連携し不備を是正いただきますが、他の加入者も含め計上が遅れる可能性がありますので、不備が無いようにご注意ください。

(1) 非幹事代理店 : 三井住友海上火災保険株式会社 に所属の場合

◇例：2025年6月1日加入の場合

- ・5月中～末： 第一回募集締切分を公務第一部営業第一課にて契約計上。契約照会画面へ反映。
※不備の状況により反映が遅れる可能性があります。
- ・6月中～末： 第二回募集締切分を公務第一部営業第一課にて契約計上。契約照会画面へ反映。
- ・8月12日： 契約者(全国警備業協会)が加入者から賦課金引去(集金代行：三菱UFJニコス社)
- ・8月末： 契約者(全国警備業協会)より制度幹事代理店(たいよう共済)へ保険料支払い
- ・9月： 制度幹事代理店および非幹事代理店の8月分保険料請求書に掲載。

(2) 非幹事代理店 : 三井住友海上火災保険株式会社 以外 に所属の場合

(スケジュールの詳細は各保険会社の主管店にご照会ください)

◇例：2025年6月1日加入の場合

- ・5月中～末： 第一回募集締切分を公務第一部営業第一課にて契約計上。
- ・6月中～末： 第二回募集締切分を公務第一部営業第一課にて契約計上。
- ・8月12日： 契約者(全国警備業協会)が加入者から賦課金引去(集金代行：三菱UFJニコス社)
- ・8月末： 契約者(全国警備業協会)より制度幹事代理店(たいよう共済)へ保険料支払い
- ・9月： 9月中旬頃に三井住友海上から制度非幹事保険会社へデータ連携。
そのデータをもとに制度非幹事保険会社にて計上。
- ・10月： 非幹事代理店の9月分保険料請求書に掲載。

4. 変更に関する取扱い

(1) 中途加入

詳細はⅢ. 募集方法 2. 募集フローを参照ください。

加入日	毎月1日
申込票本登録×切	加入月の前月20日(※土日・祝日の場合は直前の営業日)
加入申込書類一式 公務1到着×切	加入月の前月20日(※土日・祝日の場合は直前の営業日)
公務1での計上月	加入月
計算方法	月割 追加保険料=年額保険料×未経過月数÷12ヶ月 ※実際には、賦課金に制度維持費が別途かかりますのでご注意ください。

(2) 中途脱退

中途脱退(解約)手続きは、加入者が破産、廃業、倒産、吸収合併となった場合を原則とします。本制度は事業を継続している場合に必要となる補償を提供しており、これらの場合以外には中途脱退をする必要がないと想定しているためです。加入者からの申し出がある場合はこの限りではありません。また、オプション付帯など補償プランを変更する場合は、中途脱退(解約)と中途加入の手続きを同時におこないます。

取扱代理店は三井住友海上の変更届出書(汎用)を取付しますが、お手続きの詳細は、三井住友海上公務第一部営業第一課よりご案内しますので、照会受付フォーム(※システムログイン画面に掲載)または所属保険会社担当課経由でご照会ください。

中途脱退(解約)時の未払保険料は必要回数目まで全国警備業協会口座へ契約者より振込ください。代理店領収不可ですのでご注意ください。

(例：6月1日始期9月1日中途脱退 既経過3か月 必要回数3回)

変更日	加盟員が指定する脱退日
変更届出書 公務1到着×切	変更日の属する月の前月20日 ※非幹事代理店：三井住友海上火災保険株式会社に所属の場合は、担当課へ提出。
計算方法	月割

(3) 補償内容増減が無い変更

住所変更などの補償内容増減が無い変更については、三井住友海上の変更届出書（汎用）を使って変更手続きを行ってください。なお、社名変更や代表者変更で口座情報が変更となる場合は口振依頼書を再取付する必要があります。口座の変更は三井住友海上公務第一部営業第一課に毎月20日までに到着したものが、翌々月から変更となります。（例：三井住友海上に3月15日に到着した場合は5月12日の引去から口座を変更します。4月12日の引去りについては口座変更は間に合いません。）

詳細について、取扱代理店は所属保険会社担当課を通じて、もしくは照会受付フォーム（※システムログイン画面に掲載）を用いて、三井住友海上公務第一部営業第一課までご照会ください。

IV. 振替不能が発生した場合の対応

(1) 口座振替不能となった場合（1回目）

翌月の振替日に保険料および制度維持費を2か月分併徴します。

(2) 2か月連続で口座振替不能となった場合

2か月連続で口座振替不能となった場合は、原則不払解除となります。

※対象となったお客さまの取扱保険会社担当者へ、個別に三井住友海上公務第一部営業第一課よりメールにてご案内をいたしますので、ご担当者は必ず内容をご確認ください。

V. 事故発生時の対応

1. 事故発生時の連絡先

三井住友海上事故受付センター（0120-258-189）へ連絡、もしくは事故報告書を用いて事故報告。

2. 事故対応部門

三井住友海上火災保険株式会社の火災新種損害サポート部・第一保険金お支払センターにて原則対応。
（※三井住友海上向け：営業成績課支社を担当する保険金お支払センターが対応。）

VI. Q & A

Q1. 加入者が保険期間の途中で協会を脱退した場合、ガードくん賠償責任保険の解約が必要ですか。

A1. 不要です。満期日まではそのままご加入いただけます。

Q2. 中途加入の場合の保険料振替日はどのようになりますか。

A2. 保険料振替日は加入期間（保険期間）開始月の翌々月12日（月払の場合は以降毎月12日）です。
なお、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替となります。

Q3. 毎月1日以外の中途加入はできませんか。

A3. できません。毎月1日の運営としております。

- Q 4. 三井住友海上内での「非幹事店登録」は必要でしょうか。
A 4. 不要です。
- Q 5. 「ガードくん賠償責任保険加入管理システム」でアカウント登録する際、部店課支社コード・代理店コードはどのように入力すれば良いですか。
A 5. 全保険会社とも通常使用している部店課支社コード 代理店コードを入力ください。入力誤りがないようご注意ください。(三井住友海上所属代理店の場合：例) AAA00-1234 あいおい所属代理店の場合：例) RRR00-AB12 日新火災所属代理店の場合：例) 12345-654321)
- Q 6. 「ガードくん賠償責任保険加入管理システム」に入力した内容は誰が参照できるのでしょうか。
A 6. ご登録のID・パスワードでログインした場合のみ参照できます。
- Q 7. 見積書作成時の代理店情報はどこまで入れたらよいでしょうか。
A 7. 漏れなく正しく入力ください。入力した内容が後日加入者証に印字される代理店情報になります。
- Q 8. 加入申込票印字後に、訂正する必要が生じました。加入申込票の再作成が必要でしょうか。
A 8. 再作成をお願いします。本登録した内容で加入者証および口座振替請求データが作成されます。
- Q 9. 申込票本登録後に、訂正する必要が生じました。どのようにしたらよいでしょうか。
A 9. システムの本登録を解除する必要がありますので、所属保険会社担当課までご照会ください。本登録が解除されましたら、訂正し、申込票仮更新・申込票出力の上、再度申込票本登録を行ってください。
- Q 10. 申込票本登録を行ったら証券番号が分かりますか。
A 10. 本登録のみでは分かりません。三井住友海上公務第一部営業第一課で計上処理を行った後に、三井住友海上の証券番号が採番されます。急ぎ確認が必要な場合は所属保険会社担当課までご照会ください。
- Q 11. 加入者証はいつ頃発送されますか。
A 11. 加入月の月末頃に発送されます。急ぎ必要な場合は所属保険会社担当課へ付保証明書作成をご依頼ください。
- Q 12. お客さま向けの口振案内や領収証は作成されますか。
A 12. 作成されません。各自でご対応ください。
- Q 13. 期中で補償内容増減が無い変更をおこなった場合、変更後の内容はシステムに反映されていますか。
A 13. 反映されません。更改手続き時に前契約を引き込むと変更前の情報で連動されますので、システム上でも改めて修正入力が必要です。更改手続き時に忘れずにご対応ください。
- Q 14. 振替口座にネット銀行は使用できますか。
A 14. (R 6. 12月現在) 以下8つのネット銀行で対応可能です。
・PayPay銀行 ・セブン銀行 ・シティバンク、エヌ・エイ ・イオン銀行
・住信sbi ネット銀行 ・auじぶん銀行 ・楽天銀行 ・SBI 新生銀行
なお、口座開設時に印鑑(サイン)を設定している場合は口振用紙にも押印(サイン)が必要です。設定していない場合は空白でかまいません。
- Q 15. 引去口座の変更はできますか。
A 15. 可能です。変更希望月の前々月20日までに三井住友海上公務第一部営業第一課まで口振用紙を送付ください。なお、社名変更や代表者変更により口座情報が変更された場合も口振用紙の提出は必要です。詳しくは10ページの「(3) 補償内容増減が無い変更」をご確認ください。
- Q 16. 補償内容増減が無い変更をした場合の注意点はありますか。
A 16. 三井住友海上の変更届出書(汎用)を使って変更手続きを行ってください。なお、変更確認書は幹事代理店であるたいよう共済の名前で発出されます。

【ゼロ精算・同額更改】保険料算出の基礎数値妥当性確認書

★保険申込書・変更届出書に添付してご提出ください。

1. 対象契約・確認者・閲覧した資料

証券番号		保険契約者名	
保険種類		部課・代理店コード*	
妥当性確認者氏名 (記名可)	(社員が確認対応した場合のみチェック) <input type="checkbox"/> 社員		
閲覧した資料	(閲覧日 年 月 日)		

2. 「ゼロ精算」、「同額更改」となることについての妥当性確認結果

ゼロ精算や同額更改となることは非常に稀なケースのため、不適切なゼロ精算や同額更改となっていないか十分にご確認いただく必要があります。お客さま内部の資料を閲覧し、下記「妥当性確認チェックポイント」により、通知(告知)内容に問題がないことを再確認のうえ、「ゼロ精算」、「同額更改」となることの原因および妥当性確認結果を①～⑦のいずれかにチェック(記入)してください。(チェックボックスをクリックするとチェックが付きます)。

妥当性確認チェックポイント
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通知(告知)対象期間は、普通保険約款・特約等に照らし合わせて適切である。 ▶ 基礎数値の単位に誤りが無い。(例:千円単位で通知すべきところ、誤って百万円単位とする等) ▶ お客さま内部の資料に記載の数値と、通知(告知)書、保険申込書、変更届出書に記載した基礎数値が一致している。 ▶ 通知(告知)書の「代理店(会社)確認欄」に確認者の押印がある。(傷害・新種の場合、かんたんPDFによる手続時は確認者押印の省略が可能) ▶ ゼロ精算の場合「暫定基礎数値」と「確定基礎数値」が一致していないこと(一致する場合はその理由)を確認。 ▶ (傷害)同額更改の場合旧契約(更改前契約)の基礎数値と一致していないこと(一致する場合はその理由)を確認。 ▶ (新種・貨物)同額更改の場合旧契約(更改前契約)の基礎数値と一致している理由を確認。

ゼロ精算の場合	
チェック欄	確認結果
<input type="checkbox"/>	①暫定保険料算出時に見込んだ基礎数値と一致していないことを確認した。 例:基礎数値に変動が少なかったため、結果として暫定保険料と確定保険料が同額となったケース等
<input type="checkbox"/>	②暫定基礎数値と確定基礎数値が一致しているが、以下④⑤に該当する。
<input type="checkbox"/>	③上記以外(具体的な理由を以下に記載してください) ()

同額更改の場合	
チェック欄	確認結果
<input type="checkbox"/>	④お客さま決算月の変更、決算確定の遅れ、中途更改などの理由により、旧契約(更改前契約)と同一の会計年度の売上高等を採用している。 (新規設立事業において「事業計画値」を基礎数値とし、初年度の決算数値が未確定のため、引き続き「事業計画値」を基礎数値とするケースを含む)
<input type="checkbox"/>	⑤固定(特定)の請負契約費用のみを売上高とするような業態のため、結果として一致した。
<input type="checkbox"/>	⑥比較的小さい数(量)を基礎数値とするため、結果として変動が発生しない。 例:商店会総合、自治会、塾総合、労総(平均被用者数)等 (数は必ずしも小さくはないが、仕組み上変動が生じず結果として基礎数値が完全に一致するレク(行事参加者)包括契約等を含む)
<input type="checkbox"/>	⑦上記以外(具体的な理由を以下に記載してください) ()

以上